香粧品関連講義充実への生命科学科の取り組み 小島 尚

生命環境学部生命科学科

Development in Education of Cosmetic Sciences for Course of Life Sciences

Takashi KOJIMA

Department of Life Sciences, Faculty of Life & Environmental Sciences

Key words: 香粧品、生命科学科、安全性、品質評価、

はじめに

生命科学科は本学開学時に設置された理工学部バ イオサイエンス学科を起源として、平成20年4月、 生命環境学部に設置された。バイオサイエンス学科 は生命科学に関する基礎的な教育研究を中心に行わ れてきた。しかし、社会的な要請また大学を取り巻 く環境の変化から生命科学科へと衣替えした。その 特徴は生命科学の基礎分野に加え、応用分野を含め たより広い領域を対象とするようになった。その中 で、食品に関する教育研究を主要な柱の一つとして 取り組むこととし、学科全体で食品に関連した教科 科目の講義や実験の充実を図った。また、食品衛生 管理者や食品衛生監視員(任用資格)に関する資格 を取得できるように厚生労働省から指定を受けた。 本学科は食品衛生管理者養成施設として認定され、 食の安全・安心に関する教育研究について充実を 図ってきた。

平成22年度から千住キャンパスに、生命健康コースを開設し両キャンパスで教育と研究を開始した。 生命健康コースではバイオサイエンス学科以来の基礎科学並びに食品関連分野の教育に加え、健康の効果的な維持・増進の方法を探るウェルネス・デザインについて教育研究を行っている。現在、生命科学科では食品に加え、薬品関連企業とともに化粧品関連業への就職を希望する学生も多く在籍している。 学生の間では化粧品に関連する教育研究への要望が高まっている。

化粧品は清浄や美容を目的に用いられるが、化粧には医療・介護現場において QOL 向上等の効用も報告されている。一方、洗顔用石けんに含まれる小

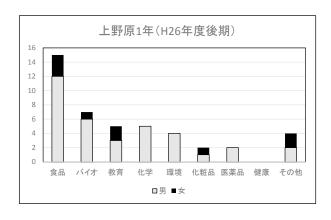
麦加水分解物による食物アレルギーの発症や化粧品成分による白斑等の重篤な健康被害が発生している。そのため、ヒトに用いる化粧品の検討には食品の有効性・安全性と同様に高水準の環境が要求される。

そこで、今後の発展が期待できる化粧品関連の教育研究を重要な柱として発展させるための取り組みを報告する。

1. 生命科学科における化粧品関連教育の在り方

平成26年度 身近な化学において講義の参考のためにとったアンケートの結果を図1に示している。この科目は1年後期に設置され、生命科学の専門科目への入門としての役割を担っている。そのため、学生の指向や興味を確認して専門科目や将来への動機付けとなるような講義項目を検討するために調査を行った。

いずれのキャンパスでも食品や食品産業が50%程度と最も高かったが、千住キャンパスでは化粧品及び化粧品産業が医薬品や化学産業とともに30%程度を占める第2グループにあった。一方、上野原キャンパスでは基礎的な科学に対する志向が強く、化粧品産業は5%以下であった。その結果、所属するキャンパスにより学生が持つ興味分野が異なることが明らかになった。その一因には両キャンパスにおける男女比による可能性も考えられた。しかし、27年度以降も調査をおこなっているが、いずれの年度でも同様の結果が得られている。千住キャンパスでは応用分野への志向性があり、化粧品分野へでは基礎科学分野への志向性があり、化粧品分野



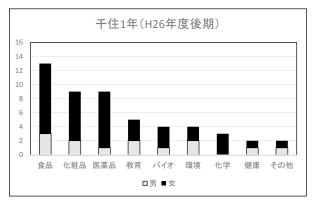


図1 生命科学科キャンパス別の卒業後進路希望状況

への興味は千住キャンパスに所属する学生で強い傾 向が認められた。

本学科生命健康コース(千住キャンパス)は29年度から定員が50名に増員されるが、学生の希望や指向を尊重するとともに卒業後の選択肢を広げる観点から、化粧品関連の教育を充実することは適切と考えられる。

2. 香粧品科学の生命科学における位置づけ

2.1 化粧品の定義と位置づけ

化粧品は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律(以下、薬機法と略 す、旧 薬事法)において、表1に示すように定義 されている。しかし、いわゆる化粧品は図2に示す 破線で囲まれた部分で医薬部外品の一部も含まれる ものとなる。以下、本稿ではいわゆる化粧品を香粧 品と称する。

法律上、同じ種類の香粧品でも化粧品と医薬部外品では違いがあり(表2)、医薬部外品の場合には厚生労働省の許可を受ける必要がある。そのため、香粧品を学習する場合には法律等の関連法規も必修となる。

表1 薬機法における化粧品等の定義

医薬品	医薬部外品	化粧品
日局に収められている物疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物	目的規定に合致するもの 人又は動物の保健のために使用 するねずみ、はえ、蚊、のみ等の防 除目的に使用する物 厚生労働大臣が指定する物	身体を清潔にし、美化し、魅力 を増し、容貌を変え、又は皮膚 若しくは毛髪をすこやかに保つ 物
	医薬品に該当するものを除く	医薬品及び医薬部外品に該当 するものを除く
人又は動物	人又は動物	人(外用)
機械器具、歯科材料、医療用品及び 衛生用品でない物	機械器具、歯科材料、医療用品 及び衛生用品でない物	身体に塗擦、散布その他これら に類似する方法で使用される物
	人体に対する作用が緩和な物	人体に対する作用が緩和な物

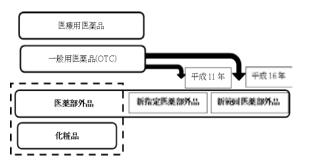


図2 化粧品・医薬部外品の法的位置づけと香粧品の関連

表2 化粧品と医薬部外品の標榜効果の違い

	化粧品の効果	医薬部外品の効果
石けん	皮膚を清浄にするなど	左の効果に加えて、皮膚の殺 菌、消毒など
入浴用品	肌を整える、皮膚に潤い を与えるなど	あせも、肩こり、神経痛、疲 労回復、腰痛など
頭髪用品	フケ、カコミを抑える、 毛髪にはり、こしを与え るなど (育毛効果は期待 できない)	育毛、うす毛、脱毛の予防、 発毛の促進など
化粧水・乳液など	肌のきめを整える、肌を ひきしめる、肌をやわら げるなど	左の効果に加えてにきびを防ぐ、メラニン色素生成を抑えることにより日焼けによるしみ・そばかすを防ぐ(いわゆる美白効果)
歯みがき	(ブラッシングを行うことにより)むし歯を防ぐ、 歯を白くする、歯垢を除去する	歯石の沈着を防ぐ、むし歯の 発生・進行を防ぐ、歯肉炎の 予防、歯周炎の予防

2.2 香粧品の機能について

香粧品が具備すべき機能には安全性、有効性、安定性及び使用性があげられる(図3)。この機能を支える科学技術は図4に示されている多様な分野である。これらは生命科学科で教育されている教科科目と重なるものが多く、生命科学科において香粧品に関する科学技術を教授することは適正と判断される。

香粧品を支える科学分野は理化学と生物学に大別

される。また、香粧品は医薬品同様に厳しく製造や 保存などが規制されており、安全性や有効性を担保 する基礎科学と、品質管理などの応用科学との連携 を図るレギュラトリーサイエンスが欠かせない科学 技術となる。

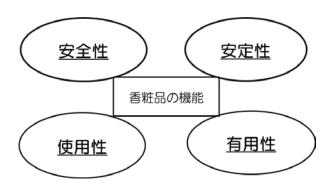


図3 香粧品が具備すべき機能



図4 香粧品を支える科学技術 「化粧品科学ガイド第2版」フラグランスランスジャーナル P22より引用

2.3 香粧品に求められる要件

近年、香粧品を原因とする健康被害がしばしば発生している。香粧品は薬機法では作用が緩和なものと規定されており、安全性が最も重要である。表3は薬機法で規定されている医薬品、医薬部外品及び化粧品において健康被害や製品の不備が発生する可能性がある場合に実施される回収に関する規定を示している。化粧品の石けんを原因とする食物アレルギーが全国各地で発生した。この事例では石けんの成分である加水分解小麦が原因であった。小麦をアレルゲンとする場合にはアナフィラキシーショックを起こし、生命にかかわる重篤な全身性アレルギーを発症する可能性がある。そのため、もっとも重い

ケースIとなった。この回収区分は医薬品でも血液 製剤を除くとほとんど見られないような重大な健康 被害である。この事例では食品から由来する成分で あり、安全性の高いものと認識されていた。更に、 美白効果の新規有効成分を含む香粧品では白斑を引 き起こすことが医療機関から指摘され、全国で2万 人を超える被害者が発生する大きな社会問題となる 事例があった。この事例では皮膚に認められる障害 は大きく、直接的な生命の危険性の程度からケース Ⅱに分類された。健康被害を発生した製品を製造し たメーカーは存続にかかわるような事態に陥った。 これらの健康被害を精確に解明するためには基礎科 学及び皮膚科学の視点から香粧品科学の課題や重要 性を理解できなければならない。そこで、教育推進 特別研究では専門的に詳細な講演を開催し、香粧品 で必要となれる知識情報を得る機会とした(後出)。

表3 薬機法における回収分類

3	クラス	回収分類の内容	
	I	死亡又は重篤な健康被害が発生する恐れのある製品の回収	
	П	一時的な若しくは医学的に治癒可能な健康被害の原因となる可能性がある、又は、重篤な健康被害が発生する恐れはまず考えられない製品の回収	
	III	健康被害の原因となるとはまず考えられない製品の回収	

香粧品では有効成分や添加物の本質的な安全性のみならず、製造過程や保存期間における製品の変質や変化などが安全性に影響を及ぼす可能性がある。そのため、香粧品の安定性を評価することが求められ、香粧品の製造過程や品質か適切に管理されているかが第一歩となる。例えば、有効成分の含有量された界面活性剤などの添加成分の含有量や保存期間における変動を測定する。香粧品の安全性を確保するためには製品の製造管理や品質管理が重要である。今回、化粧品業界の動向や将来の予測などを含め、化粧品会社の実務について直接、具体的な事例を含めた内容を学ぶ機会を設けた。また、化粧品会社で香粧品の開発製造に携わっている卒業生に企業状況の解説を依頼した。

3. 香粧品に関連する情報や技術を共有する ために

前項では本学科における香粧品に関連した教育や研究を実施するにあたり、現在の対応と方向性を示した。教育推進特別研究において香粧品に関する認識を高めるため講演会を開催した。

平成26年度帝京科学大学 教育推進特別研究香粧品講演会 化粧品を創造する生命科学(1)

~化粧品の将来は化学が担う~

特別講演:

「化粧品業界の過去・現状と将来について」 高橋 守 先生

(高橋化粧品技術研究所主宰、

元厚生省化粧品原料規格委員)

香粧品の業界の状況について企業での製造や製品 開発、化粧品工業会の委員、また、厚生労働省の化 粧品規格検討委員などの多彩な経験を講師はお持ち であった。そこで、具体例を通して香粧品に必要と される化学的な情報や知識を紹介するように依頼し た。製品管理の技術が基盤となることを分かり易 く、かつ、現状の香粧品の規制の課題が示された。

1) 化粧品業界の最近の動向について

図5は化粧品の生産量と輸出入額を、図6は輸出入国を示している。これらのスライドから、我が国の化粧品業界の現状と将来変貌について説明があった。輸入額が輸出額より多く、それは欧米からの製品輸入とアジア諸国から国内メーカーの完成品の輸入であった。輸出ではアジア諸国で人気があることなどの業界の状況とアジアのウエイトが他の産業と同様に比重が高まっていることなどの解説があった。更に、香粧品を取り巻く環境は人口減少など国内需要の限界を迎え、TPP等のグローバル化により競争が激化する方向にあることが示された。

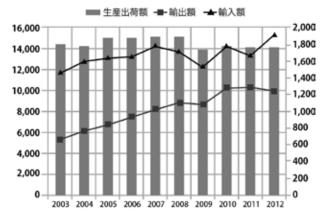
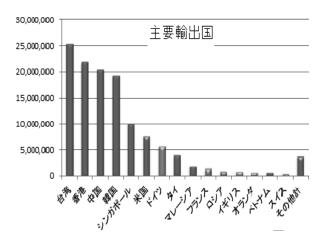


図5 日本の化粧品生産出荷額と輸入金額 (2003年から2012年):単位 億円



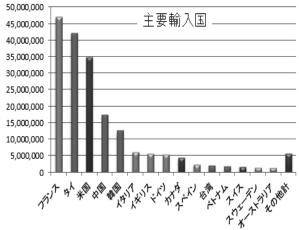


図6 2012年化粧品輸入統計 (単位:千円)

2)日本における化粧品原料規格と成分規制について

化粧品に関わる法律は医薬品と同様に薬事法で規制され、その理由が説明された。化粧品に用いられる成分に関する法律を明治から現在までの変遷を詳しく示された。薬用化粧品が分類される医薬部外品は日本独自の区分で欧米には存在しないが、その起源は明治の「売薬部外品」に由来することなど興味深い内容もあった。表4に示すように、化粧品の規制は自己責任で使用できるように全成分表示となり、戦後、一貫して緩和される方向にあることも示された。

更に、日米の化粧品に関する法律の比較を示し、 特に、成分について品質に関する項目の違いを具体 的に示された(表 5)。香粧品の範囲や品質に係る 規制等は各国により異なっており、医薬品のような 国際調和(ハーモナイゼーション)が確立されてい ない現状にあった。

表4 戦後日本における化粧品規制の変遷

年号	項目	
5.35 (現行業事法制定)	- 登録制から許可制へ - 責任技術者の投西義務 - 品目毎に許可が必要	
5.42/08	・化粧品品質基準の制定(厚生省告示第321号)・化粧品原料基準の制定(厚生省告示第322号)	
5.55/09	- 指定成分の表示 ・使用解説の表示	
5.61/07	化粧品種別許可制度の導入(薬審2第678号)	
H.13/04	- 承認制度の原用廃止 - 全成分表示制度の導入 - 化粧品基準の制定(厚生省告示第331号)	
H.17/04	・製造販売業許可と製造業許可の分離 ・GVP、GQPの導入	
H.25/11	 - 薬事法を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保 等による法律」に改める - 医薬部外品の申請区分の変更 - GVP省令の強化 	

表 5 日米規格対比 - 1 (外原規/CTFA Cosmetic Ingredient Composition Specification)

・アボカド油 本品は、ワニナシPersea gratissima Garyn(Lauraceae)の果実から 得られる精油である。 性 状 本品は、淡黄色~暗緑色の液で、わずかに特異な においがある。 確認試験 品品につき赤外吸収・・・・波数2930cm-1、1745cm-1、 1460cm-1及び1160cm-1付近に・・・・・ 酸 価 5以下 けん化価 180~200 ヨウ素価 65~110 不けん化物 4%以下 純度試験 (1)重金属 本品1.0gをとり、・・・その限度は、20ppmm以下である。 ただし・・・・ (2)と素 本品1.0gをとり、第3法により試料溶液を調製し、試験を 行うとき、その限度は、2ppmm以下である。

AVOCADO OIL

DEFINITION:Avocado Oil,also known as
Alligator Pear Oil,is a clear,yellow to
greenish.unctuous liquid obtain by pressing the
dehydrated sliced fresh of the Avocado
Pear,Persea americana Miller(fam.Lauraceae).lts
fatty acid composition consists principally of about 42 to 81% oleic acids.
Avocado Oil is slightly solution in water and
alcohol,and is miscible with ether,chloroform and
benzene.

TEST SPECIFICATION
Color As specified by the buyer
Odor Characterristic odor with no
suggestion of rancidity.As specified by the buyer
Identification Positive:Coose match to
CTFA Spectrum—IR with no indication of foreign materials
Specific Gravity at 25/25°C 0.908 to 0.925
Refractive Index at 20°C 1.460 to 1.470
Acid Value 3.0maximum
Unsaponificable Matter 2.0% maximaum
Saponification Value 177 t o 198
Hydroxy Value 9.5 maximum

3) 化粧品の危害事例について

香粧品は「人体に対する作用が緩和なもの」と規 定されていることから、医薬品に比べ、安全性が高 いと考えられてきた。そのため、表6に示すように 医薬品に比べると、規制が緩いが、近年、様々な健 康危害が発生している。講演では危害性を含有成分 の視点から問題を指摘し、加水分解小麦の事例では その危険性を性状から予見できたことが解説され た。香粧品による健康被害は品質管理を厳格に行う ことにより、現行の管理項目でも予防可能であることが示された。安全性を確保するためには化学分析が重要であることが述べられた。

表6 化粧品と医薬品の研究開発から販売までの比較

	化粧品	医薬品
研究開発期間·費用	医薬品に比べたらはる かに少ない	長期の研究期間と莫大な 費用
人体に対する作用	緩和(あってはならな い)	一般的に強い
効能効果	定められた範囲	個別ごとに臨床・非臨床 のデーターを基に承認
製造販売承認	原則、販売名届けのみ	必要
承認申請資料	なし	膨大
販売と期間	規制無 販売期間短い(?)	規制有り(専門家が必 要)販売期間長し
表示と広告	規制有り	規制有り

4) 日本と各国の成分規制の相違

化粧品業界の項で示されたように国際化が急速に 進行しているが、医薬品の国際協調に相当するもの は充分に準備されていない。成分の名称をとっても 統一がとれておらず、米国の団体が作成した INCI を参考に各国で名称がつけられている。そのため、 香粧品を輸出入する場合には相手国の状況や動向を 把握することが第1歩になる。講演ではアジア諸国 の規制当局の HP 等を含め分かり易く解説された。

先輩講演 1:

「化粧品を開発するために求められるもの」 魚住 康子 氏

(インターナショナルトイレッリース(株)

開発部開発課員)

メーカーにおいて香粧品開発や製造に携わっているバイオサイエンス学科卒業生から、企業に求められる技術や情報が解説された。

会社の概要や業務内容など、医薬部部外品や化粧品の取扱品目の説明があった。OEMのメーカーであることから取扱品目が多く、幅広く香粧品を開発製造されている状況にあった。開発部では、香粧品開発の実務が詳細に解説された(図7)。更に、図8に示すように化粧品開発の心構えや学生時代に身に着けておくべきことなど、先輩として現役の学生にメッセージが伝えられた(図9)。

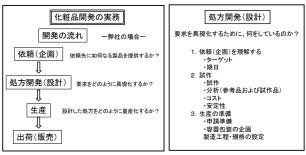


図7 メーカーにおける化粧品開発の実際について

化粧品を開発するために求められること

- ⇒ ヒット商品を開発するには?
- 1. 製品にまつわる知識 (商品・原料・試薬等の知識)
- 2. コミュニケーション能力
- 3. 消費者目線で製品を見ること

図8 ヒット化粧品開発の要素

大学時代にできること

- 1. まず大学の講義&実習をしっかりと
- 高校レベル程度の化学を確実に →濃度計算はしっかりと
- 3. 資格を取る
- 4. いろいろな人と話をする。
- 5. いろいろな商品を見てみる

おススメの資格

化粧品業界の入門として ・日本化粧品検定→3級はWEBで無料受験可能 テキスト「コスメの教科書」は入門書としてもおススメ

原料・試薬の知識を深めるために

商品開発に役立つ資格
・色彩検定
・カラーコーディネーター検定試験

図9 大学時代に学ぶべきことと役立つ資格

先輩講演2:

「化粧品会社における品質管理の実際」

齋藤 貴洋 氏

(インターナショナルトイレッリース(株)

開発部薬事課長)

斎藤氏は厚生労働省や神奈川県などへの香粧品の 承認申請を担当する部署に所属し、その責任者とし て勤務されている。香粧品を製造する場合の品質管 理の重要性を多角的に解説された。

香粧品は日用雑貨などに比べると厳しい法的な規制が要求されているが、なぜ、そのような規制が必要であるかを企業の立場から解説された。規制の目的は顧客に対して正しい製品である証拠を残すことであり、仮に、品質事故が発生した場合にその原因を迅速に追究できるようにする。このシステムが化粧品 GMP であり、製造管理、品質管理と衛生管理が中心となる。これらをハード及びソフトから実現することをそれぞれの管理において具体的に示され

た。この管理は手順書を作成してその手順に従って 管理を行い、その結果を記録として残すこととな る。その実務が製造管理では工場のスライドを見な がら、品質管理では試験検査室の様子を見ながら、 また、その検査結果を報告書として残している文書 が示された。この結果をもって、製造された香粧品 が出荷できる。製品の流れとその過程に必要な技術 や知識を示された。

香粧品メーカーでの製造ではすべての科学的根拠となる品質管理の重要性を分かり易く解説された。 卒業生が活躍する姿は現役学生にはキャリヤ教育と なっていた。

平成27年度帝京科学大学 教育推進特別研究香粧品講演会

「化粧品を創るための生命科学(2)

~石けんによる健康被害と食物アル

~石けんによる健康被害と食物アレルギー~」 特別講師:

医薬品医療機器総合機構

テクニカルエキスパート 手島玲子先生 (前、国立医薬品食品衛生研究所食品部長)

前年度の講演会は香粧品業界や香粧品の概要や品質管理などの基礎的な内容を中心に行った。今回の講演会では香粧品で最も重要な安全性に関連する健康被害について基礎から臨床までを含め、また、石けんの加水分解物小麦以外にも類似した健康被害が発生していることが紹介された。

講演内容は以下の3項目からなっていた。

I. 加水分解小麦(HWP)によるアレルギー発症 の概要

我が国で健康被害が発生する以前に、HWPを含 む香粧品が原因となるアレルギー発症事例が欧州で 報告されており、メーカーは危害性を予測すること ができたことが考えられた。しかし、この石けんの 使用者の中から、使用後の顔のかゆみほか、小麦含 有食品摂取後の運動時にアナフィラキシー反応等の 全身性のアレルギー(食物依存性運動誘発アナフィ ラキシー) を発症した事例が全国の皮膚科から報告 されるまで放置されていた。厚生労働省は平成22年 10月に「加水分解コムギ末を含有する医薬部外品・ 化粧品の使用上の注意事項について」の通知を出し て注意喚起を呼び掛けた。しかし、その時点では メーカーによる製品の自主回収は行われず、23年5 月になってはじめて製品の回収が行われた。図10に 見られるようにこの間にも健康被害者は増加してい た。

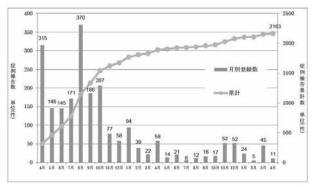


図10 月別患者登録数の推移(2014.10.20集計)

加水分解小麦末が健康被害を発生した原因は、泡立ちをよくするため配合された成分 (グルパール19S、製品表示名:水解小麦末)が皮膚から体内へ侵入し、小麦タンパク質に対する IgE 抗体が産生され、小麦製品を食べるとアレルギーを発症することが推察された。また、症状は従来の小麦アレルギーとは異なっており、詳細な原因の追究が行われることとなった (表7)。

表7 通常型小麦アレルギーと石鹸起因小麦アレルギー の相違

	茶のしずく石鹸により発症した 小麦アレルギー	通常型のWDEIA
男女比	女性>>>男性	男性>女性
年齢	20-50ft	若年~高齢
"茶のしずく石鹸" の使用歴	+	1.5
"茶のしずく石鹸" 使用時の アレルギー症状	眼の痒み くしゃみ 鼻みず 顔面皮膚の痒み	-
アナフィラキシー の初期症状	眼・頭面の痒み・腫脹	全身の痒みと膨疹
アナフィラキシー の進行症状	消化器·呼吸器症状 血圧低下	血圧低下
特異的IgE抗体 伍陽性率 (ImmunoCAP ^R による 成績 ^{注)})	W 07 77 75. 10% (II-20)	小妻: 44% (n=50) グルテン: 48% (n=50) ω-5グリアジン: 82% (n=50) グルテン-1gE(ω-5グリアジン1gE

Ⅱ. 加水分解小麦の感作性と惹起能について

原因となっている石けんは洗浄によって皮膚を清潔にすることが目的の製品であるため界面活性剤を含む。石けんの中に水解小麦末(グルパール19S)と界面活性剤が共存していた。石けんを繰り返し、入念に洗顔することで、抗原が毎日少しずつ皮膚から吸収される。 抗原提示細胞によって抗原がリンパ球系に提示され、感作特異 IgE 抗体を産生する。これが肥満細胞の表面に結合して、アレルギー症状の準備状況をつくったと考えられている。 水解小麦末(グルパール19S)の抗原決定基は、従来の小麦タンパク質(グルテン)に存在する抗原

決定基に加えて、酸分解により新たな抗原決定基 (分子量.3.5-5万)が出現した可能性が考えられる。 HWP 患者の IgE 抗体は従来の小麦アレルギー患者 の IgE 抗体とは異なっていることが示唆された。

原因調査では次のようなことが明らかになった。 石けん中の水解小麦末(グルパール19S)は小麦グルテンの加熱条件下で酸による加水分解により製造されていた。この中に存在する低分子ペプチドが一部で凝集などを起こして大きな分子量を形成する、また、この製造過程で脱アミド化修飾残基が精製されたことにより、熱や酸に耐性の抗原決定基が産生されたと推察されている。今回の石けんによる健康被害の原因が明らかになったことから、小麦加水分解物コムギ末の規格を変更することが厚生労働省により決定された。

Ⅲ. 他の食品成分を含む化粧品による経皮感作 小麦を原因とする以外にも食品に由来する健康被 害が発症している。

小麦同様に日常的に摂取される大豆について、 「大豆及び大豆由来成分による健康被害(大豆アレルギー)」として紹介された。

健康被害を訴えた患者はエステシャンで全身ローションを素手で施療時に取り扱ったことから、皮膚湿疹等が現れ使用開始2年後より大豆製品の摂取で食物アレルギー症状が出現するようになった。この事例では、エステシャンとして勤務する以前はアレルギー症状は見られなかった。また、皮膚テストで陽性反応を呈した化粧品には大豆・豆乳成分が含有されていた。

この事例は大豆アレルギーの感作経路が異なった 症例として報告されている。通常は経口—腸管感作 によるものであったが、この患者は加水分解小麦末 と同じく、経皮感作であることが確認された特出す べき事例であった。

大豆アレルギーでは、ハンノキやカバノキ科の花 粉抗体と大豆抗体との交叉反応に基づく疾患が報告 されている。しかし、大豆を原因とする経皮感作の 詳細は明らかになっていない。

最後に、様々なタンパク質原料を含有した香粧品が開発され流通しているが、即時型アレルギーに関する安全評価法は確立されていない。今後、香粧品における即時型アレルギーの安全評価法の確立が急務である。これまでの経験や報告から、アトピー性皮膚炎や職業性接触皮膚炎、手荒れなどで手の皮膚バリア機能障害が生じている患者には、職業的に食

物(魚や大豆)やタンパク質を配合した香粧品に接触することで「経皮感作による食物アレルギー」を生じる可能性があることを啓発する必要があると結ばれた。なお、本項に関する詳細は総説や参考文献を参照されたい。

手島先生の講演は香粧品の健康被害から派生した 研究結果であり、国民の健康被害の防止のための行 政試験研究であった。しかし、香粧品は専ら「外 用」で用いられることから、アレルギー発症の新た な機序の発見につながっている。近年、経皮感作に よる食物アレルギーの報告事例があるが、基礎科学 分野でも新規性の高い研究のシーズを含む示唆に富 んだ内容であった。

4. 生命科学科の教育への反映

4.1 学科内での香粧品関連教育

講義実習の充実に先行して、卒業研究等で香粧品に関連した検討を行っている。代表的な卒業研究には以下のようなものがある。

27年度の講演で示されたように、香粧品には食品を起原とする成分が多くあることから、食物アレルギーとのかかわりが深い。しかし、食物アレルギーモデルは適当なものがないことから食物アレルギーモデルの作製を行っている。本学科における香粧品を、従来の食品や実験動物などのテーマと連携するような糸口となっている。平成26年度から開始した「OVAに対するアレルギーモデルの作製」。これは前田、小島両研究室の連携によって行われている。その研究の一部は27年8月に開催された第25回体力・栄養・免疫学会大会に報告し、その演題は「倉掛賞」(ベストプレゼンテーション)の3題のうちの1題に選ばれた(発表者は4年(当時)大竹瑞穂)。

その他、本学科では機能性素材成分は従来、食品への応用を目指してきたが、成分にはフラボノイドなどのポリフェノールが含まれることから、香粧品への応用や香粧品の保存性を高める添加物への検討などが行われている。機能性素材は研究連携を行っている相模原市商工会から提供されているものを用い、素材の種類も増やして香粧品への可能性を模索している。それ以外にも食品に関連する卒論テーマは香粧品への応用できるものが数多くあった。

4.2 今後の教育展開について

平成28年度から香粧品関連授業の基幹となる香粧品科学を2年次前期に開講した。平成29年度の入学

生から、カリキュラムに年次進行で開設する予定の科目は次のようなものがある。生命科学科の香粧品関連分野として、香粧品科学(28年度開講済み)、レギュラトリーサイエンス、毒性・薬理学等の座学、また、生命科学実験(香粧品科学実験)の実験実習が3年次を中心に開講する予定にある。

謝辞

本研究は平成26,27年度帝京科学大学教育推進特別研究の助成を受けて行われたもので深謝いたします。本報告は小島が代表して行ったが、香粧品関連教育研究の推進は学科全体で取り組んでいることを申し添えます。

引用文献と関連資料の一覧

- ◎香粧品全般に関連する参考文献 (成書)
- 1) 化粧品科学ガイド第2版 田神八朗 他、フレグランスジャーナル社2011 東京 (ISBN 978-4-89479-180-0)
- 2) 化粧品の本 福井寛 日刊工業新聞社 2015 東京 (ISBN 978-4-52606-347-3)
- 3) 化粧品 GMP 第2版 榊原敏之 じほう 2012 東京 (ISBN 978-4840743891)
- 4) 必携日本薬局方試験法ガイド 医薬品医療機器 レグラトリーサイエンス財団編 じほう 2011 東京 (ISBN 978-4-8407-4295-5)

(公定書)

- 1) 日本薬局方解説書第16改正 日本薬局方解説 書編集委員会 廣川書店 2011 東京 (ISBN 978-4567015219)
- 2)医薬部外品原料規格2006統合版 薬事審査研究会監修 薬事日報社 2013 東京 (ISBN: 978-4-8408-1227-6 C3047)
- 3) 衛生試験法·注解 2015 日本薬学会編 金原 出版 2015 東京 (ISBN 978-4-307-47043-8)
- ◎加水分解コムギによる健康被害に関連する文献 (総説)
- 1) 手島玲子: 化粧品に含まれる食物アレルゲン、 薬学雑誌、134 33-38 (2014).
- 2) 手島玲子:加水分解小麦によるアレルギーについて、ファルマシア、49 116-120 (2013)

(学術論文・抄録集)

- 1) Fukutomi Y. et al. Jpn J. Allergol. 58, 1325, 2009
- 2) Sugiura M. et al. Jpn J Dermatol. 120,675, 2010
- 3) Chinuki Y. et al. Jpn J.Dermatol.120, 2421, 2010
- 4) Chinuki Y. et al. Contact.Dermatitis.65, 55, 2011
- 5) Fukutomi Y. et al. J Allergol Clin Immunol 127, 531, 2011